

令和4年度における国民健康保険組合の 被保険者に係る課税標準額の調査について

本調査は、所得水準に応じた国庫補助額を適切に算定するため、定期的を実施することとされています。

この度、厚生労働省から全国保組合に対し、令和4年度に所得調査を実施するよう通知があり、被保険者の最新の所得状況を把握することを目的に実施いたします。

調査方法については、国の定める法令に基づき、マイナンバーによる情報連携にて、当組合が直接調査対象者の方の課税標準額を取得するため、被保険者の皆様からご提出いただく書類はございません。

ただし、情報連携により課税標準額が取得できなかった方については、所得状況の確認をさせていただく場合がありますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

* 個人情報の取り扱いには十分留意し、本調査以外の目的で利用することはございません。

大阪府小売市場国民健康保険組合